

総教私第 581 号
平成 31 年 3 月 11 日

関係私立学校設置者 様

静岡県文化・観光部長

「平成 28 年度以後の監査事項の指定について」の一部改正について（通知）

標記については、平成 29 年 3 月 31 日付け総教私第 918 号静岡県文化・観光部長通知「平成 28 年度以後の監査事項の指定について」により行われているところですが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年度の計算書類の作成、提出から適用することとしたのでお知らせします。

なお、本通知をもって昭和 51 年 11 月 30 日付け学文第 447 号静岡県総務部長通知「私立学校振興助成法第 14 条の規定に基づく財務に関する書類の提出期限等について」は廃止します。

記

1 改正理由

- （1） 子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園等に対する経常費補助金が平成 29 年度をもって終了となったことに伴い、私立学校振興助成法（（昭和 50 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項ただし書の取扱いに見直しが必要となったため。

2 改正事項

- （1） 法第 14 条第 3 項ただし書の規定における「補助金の額が寡少」であるとは、1 会計年度に 1 学校法人に交付される補助金の額が 1,000 万円未満である場合とすること。
- （2） 監査報告書の添付免除を受けようとする学校法人は、当該年度の翌年度の 4 月 30 日までに監査報告書添付免除許可申請書（別紙様式）を知事に提出すること。
- （3） 昭和 51 年 11 月 30 日付け学文第 447 号静岡県総務部長通知廃止に伴う、語句、様式の改正。

担当 小中高専修班 054-221-2065
幼稚園班 054-221-2937